

身を守り、 家族も守る 「国民健康保険」



国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成23年 9月30日
記号	番号
氏名	昭和 年 月 日 性別
生年月日	平成 年 年 月 日 性別
資格取得年月日	平成 年 年 月 日 (裏面参照)
交付年月日	
世帯主氏名	
住所	
保険者番号	保険者名 富士見

人は一生涯、病院や医師の世話にならないとは言えません。高額な治療費から私たちの生活を守ってくれているのが「健康保険」です。家族を守り、生活を守るこのシステムについて考えてみましょう。

病院で高いお金を払わなくて済む「社会保険」と「国民健康保険」

日本は原則として、すべての人が健康保険に加入していて、毎月保険料を払い、病気やけがで治療した場合に医療費の3割だけを自分で負担するシステムになっています。これは、皆が健康なときも少しずつお金を払うことで、社会全体の医療を支えるしくみです。毎月保険料を払うのがもったいないからといって保険に入っていないと、ちょっとした風邪でもお医者さんへの支払いがとても高くなってしまいかもしれません。

保険には、大きく分けて職場で社員として入る「社会保険」と、会社勤めをしていない人のための「国民健康保険」があります。一組の夫婦とその子どもは、夫婦のうちどちらか主な稼ぎ手が加入すると、家族全員が同じ保険制度を使うことができます（共稼ぎの場合は、夫婦で別々の保険に入る場合もあります）。



保険証は身分証明書です。大切に使いましょう

ここでは、主に「国民健康保険」についてお話しますが、社会保険も大部分は同じと考えていいでしょう（相談窓口が市役所ではなく職場になります）。国民健康保険は市役所が窓口になっています。保険料の支払いができないなど、問題があるときにはすぐに窓口で相談しましょう。保険料を1年以上支払わないでいると、医療費が全額自己負担になってしまいます。また、結婚したり子どもが生まれたりしたとき、他の町に引っ越すとき、会社の保険に加入したとき、生活保護を受けるようになったときなど、生活に変化があったら必ず保険の窓口に知らせてください。

交通事故など他の人のせいでけがをしたときは、加害者が被害者の治療費を負担するのが原則です。国民健康保険が一時的に治療費をたてかえ、後で加害者に請求することができます。事故にあっってしまったら、警察の事故証明書、印鑑、保険証を持って市役所で相談してください。加害者と被害者の治療費支払いについての取り決め（示談・じだん）が結ばれてしまってからでは、国民健康保険が使えないこともあるので注意してください。

一か月の医療費が高くなってしまいそうなときも事前に窓口で相談しましょう。収入に応じて、高額な支払いをしなくてよいしくみがあります（高額療養費制度・こうがくりょうようひせいど）。一旦支払いをした後でも、この制度を使うことができます。なお、保険証は大事に保管してください。

日本では、保険証が身分証明に使われることもあるので、安易に他の人に預けたりしないようにしましょう。

解説 行政書士 前田 美穂

国民健康保険でこんなサービスが・・・

- 病院で診療費として支払った一部負担金の額が、一定額を超えた場合に高額医療費を支給します
- 加入者が出産した時は出産一時金を、加入者がなくなられた時は葬祭費を支給します

- 国保が契約した公共の宿や旅館、スーパー銭湯などにも補助をします
- 出産費や高額医療費支払いのための貸付
- 病気の予防や早期発見を目的に、30歳以上の方を対象に、人間ドック受診費用の一部を補助します

外国籍市民が働ける機会が増えました

外国人が日本で仕事をする目的で入国できる条件は「大卒以上」ということになっていましたが、このほど就業条件の幅を広げ、政府は日本の専門学校卒業生に与えられる「専門士」を追加することになりました。

これまで専門学校を卒業した留学生は、卒業後に日本で就職する場合、留学生支援の目的で就労資格を与えてきました。しかし一度帰国した人は再び日本で働こうとしても「大卒以上」の条件を満たさなければ働けませんでしたが、しかし3月の東日本大震災後は、日本で就職していたものの再入国手続きをしないまま母国に帰ってしまった専門学校学生も多いとみられます。

こうした一度日本を離れた外国籍市民にも条件をやわらかくして、また日本で働いてもらおうとの目的で「専門士」の資格も大学と同様に扱うよう法律を改正しました。是非皆さんも安心して日本で働いてください。

「児童扶養手当」についてのお知らせ

- 富士見市子育て支援課より
現在、児童扶養手当を受けている方は、7月下旬に通知書を送付しましたので、8月10日、あるいは都合のつかない方は8月中に手続きを済ませてください。
- ふじみ野市子育て支援課より
① 父母が離婚 ② 父親か母親が死亡または生死不明 ③ 父か母が重い障害 ④ 父か母に1年以上遺棄されている ⑤ 父か母が1年以上拘禁 ⑥ 婚姻によらない出生にあたる父親か母親は、申請をしてください。

おぼえておこう「熱中症対策」の6カ条

節電です。エアコンは28度に設定しましょう。厳しい夏になりました。最大の敵「熱中症」にかからない、予防六つの知識を身につけておきましょう。

- ① 熱と日光に長い間さらされないように・・・
- ② 蒸し暑さ、急な暑さは危険度倍増・・・
- ③ 運動や炎天下の労働では、水分補給を！！・・・
- ④ 屋内でも水分補給を・・・
- ⑤ バランスの良い食事を・・・
- ⑥ 車内は最も注意・・・

学校の宿題持って集まれ～！

夏休み「国際子どもクラブ」

夏休みのドリル・作文・書道・絵画・自由研究・日本語の勉強

日時：木曜日 午後1時～3時

土曜日 午前10時～12時

期間：7月23日（木）～8月30日（土）

場所：ふじみの国際交流センター

費用：お金はかかりません

通訳付き相談が役所の窓口で！！

- 役所の相談窓口で携帯電話を使ってあなたの相談を通訳します。母国語で相談できます。
- このシステムを持っている市町／**東松山市、藤市、三郷市、滑川町及びさいたま市10区** この市町にお住まいの方はぜひご利用ください。
- 対応言語／中国語・英語・タガログ語・ポルトガル語・スペイン語
- 利用は無料です。

www.ficcc.jp/living/

● 6カ国版の生活が「ト」を掲載しています